

平成21年7月8日

日本産婦人科医会 記者懇談会

日本医師会常任理事
日本産婦人科医会顧問 今村 定臣

1

妊 婦 健 診

2

妊婦健診に係る制度の概要

- 実施主体: 市町村(市町村が委託した医療機関で健診を実施)
- 受診することが望ましい健診回数
 - ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで ⇒ 4週間に1回
 - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで ⇒ 2週間に1回
 - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで ⇒ 1週間に1回
 これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度と考えられる。
- 公費負担回数の全国平均は5.5回(平成20年4月)
- 平成10年度から妊婦健康診査費用は一般財源化(地方交付税措置)されている

平成19年度予算において、妊婦健診を充実するための地方財政上の措置が拡充され、健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な妊婦健診が5回程度と考えられることから、5回を基準として公費負担を実施することが原則とされた。

3

「生活対策」(平成20年10月30日政府)

平成20年厚労省 第2次補正予算

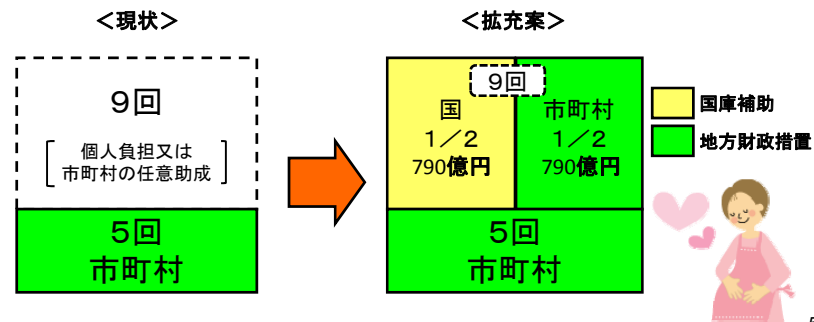
出産・子育て支援の拡充

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 子育て支援サービスの緊急整備 ⇒ 子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進すること等を目的として都道府県に「安心子ども基金(仮称)」を創設 • 子育て応援特別手当の支給 ⇒ 幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人当たり年間3.6万円支給(平成20年度の緊急措置) • 安心・安全な出産の確保(妊婦健診公費負担の拡充) ⇒ 妊婦が健診の費用を心配せず、必要な回数(14回程度)を受けられるよう平成22年までの間、地方財政措置されていない9回分について、公費負担の拡充を図る。 • 中小企業の子育て支援促進等 ⇒ 労働者数100人以下の中小企業において、育児休業・短時間勤務制度利用者が初めて出た場合の助成金の支給範囲の拡大や支給額の増額、育児サービス費用等補助の促進のための助成拡充 | <p>959億円 (文部科学省分を含む)</p> <p>651億円</p> <p>790億円</p> <p>(制度要求)</p> <p>(合計2400億円)</p> |
|---|--|

4

妊婦健診の公費負担の拡充

- 妊婦が、健診費用の心配をせずに、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。



妊婦健康診査臨時特例交付金の概要

1. 目的

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

2. 交付金の規模

平成20年度2次補正予算額790億円

妊婦健康診査臨時特例交付金の概要

3. 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。
なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

4. 交付金事業の実施

交付金は、平成20年度中に都道府県に基金を造成することとし、この基金を活用して、平成22年度末まで支出することができるものとする。
なお、平成22年度末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

※ 基金を造成する場合は、各都道府県において年度内に基金にかかる条例等の制定を行う。

7

妊婦健康診査臨時特例交付金の概要

5. 交付対象事業

母子保健法第13条に基づき、市町村が委託する病院・診療所又は助産所において実施する妊婦の健康診査について、交付の対象とする。

6. 交付額

別に定める算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から妊婦健診に係る実施計画を審査の上、その費用に対して交付する。

7. 補助率

国1/2、市町村1/2

※ 市町村には、地方交付税が措置される

8

妊婦健康診査臨時特例交付金の配分方法

1. 予算額 790億円

2. 予算額の配分

- (1)国は、都道府県に対し、平成18年度の妊娠届数を基礎として交付金を配分する。
- (2)都道府県は、管内市町村の妊婦健診の実施計画に基づき、市町村が設定する実施回数及び妊婦1人当たりの費用をもとに受診者数に応じて交付する。

9

妊婦健康診査臨時特例交付金の配分方法

3. 算定方法

(1)国から都道府県

(9回分の単価)

@ 63,000円 × 18年度妊娠届出数(都道府県ごとに)

(予定)

× 2年2月分 × 1/2 = 交付額

(2)都道府県から市町村

(市町村が設定する回数分の単価)

@ 000円 × 受診者数(市町村ごとに)

× 必要月数 × 1/2 = 交付額

※ 実際の交付額は、別に定める交付要綱により算定される額

10

妊婦健康診査の内容について

- ◆ 妊婦健康診査においては、各回、基本的な妊婦健康診査の項目として、①健康状態の把握(妊娠月週数に応じた問診、診察等)、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時に、必要に応じた医学的検査を実施すること。
- ◆ 基本的な妊婦健康診査の一環として、各回実施する検査計測の項目の例としては、子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿化学検査(糖・蛋白)、体重があり、第1回目の健康診査では、身長も測定すること。

11

妊婦健康診査の実施について

- ◆ 基本的な妊婦健康診査の一環として、各回実施する保健指導については、妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産、育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにすること。

12

妊婦健康診査の実施について

- ◆ 妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知、広報に積極的に取り組む。
- ◆ 里帰り先等で妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所とも事前契約を行う等の配慮をする。
- ◆ 養育支援を必要とする妊婦に対しては、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を踏まえ、妊婦健康診査を実施する医療機関等と市町村等の行政機関が連携体制を構築し、適切な支援を提供する。

13

標準的な健康診査の実施時期、実施回数及び内容について

妊娠初期～妊娠23週まで(4週間に1回) ※4回

| 時期 | 回数 | 内容 |
|-------------------|------|---|
| 基本的な妊婦健康診査 | 4回 | ・健康状態の把握、定期検査、保健指導 |
| 妊娠初期検査 (血液検査等) | (1回) | ・血液検査:血液型(ABO血液型・Rh血液型・不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体価検査、梅毒血清反応検査、風しんウイルス抗体価検査 ・子宮頸がん検診(細胞診) |
| 超音波検査 | (2回) | |

14

標準的な健康診査の実施時期、実施回数及び内容について

妊娠24週～35週まで(2週間に1回) ※6回

| 時期 | 回数 | 内容 |
|------------|------|----------------------------------|
| 基本的な妊婦健康診査 | 6回 | ・健康状態の把握、定期検査、保健指導 |
| 諸検査(血液検査等) | (1回) | ・血液検査(血算、血糖) ・B群溶血性レンサ球菌(GBS) |
| 超音波検査 | (1回) | |

15

標準的な健康診査の実施時期、実施回数及び内容について

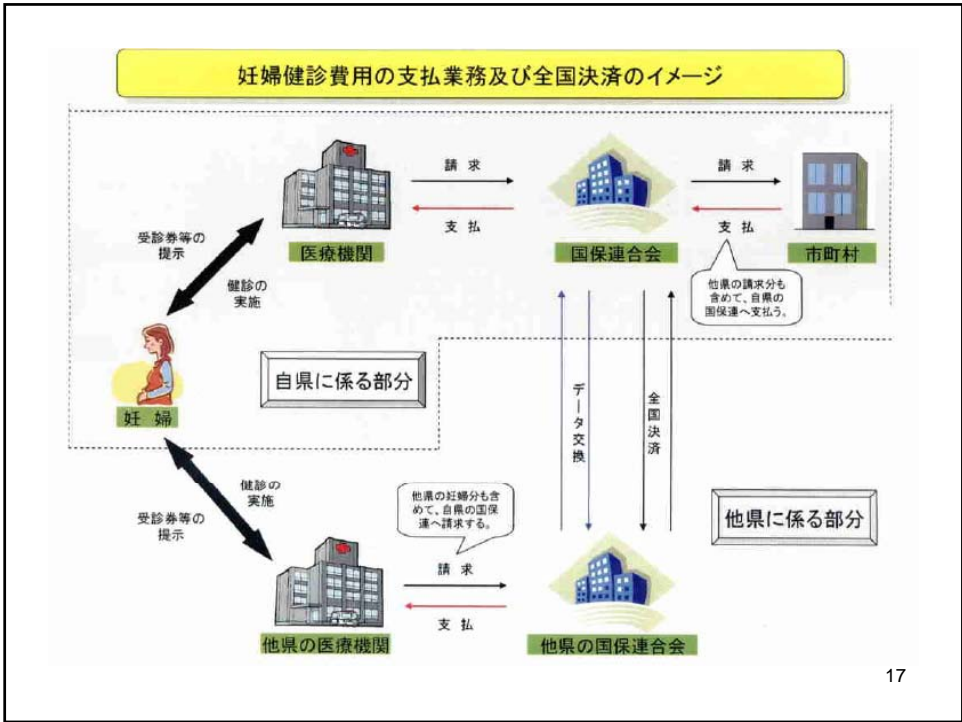
妊娠36週～出産まで(1週間に1回) ※4回

| 時期 | 回数 | 内容 |
|------------|------|--------------------|
| 基本的な妊婦健康診査 | 4回 | ・健康状態の把握、定期検査、保健指導 |
| 諸検査(血液検査等) | (1回) | ・血液検査(血算) |
| 超音波検査 | (1回) | |

(注1)「基本的な妊婦健康診査」とは

- ・健康状態の把握(問診等による経過観察のほか、必要に応じ、内診等を行う)
- ・定期検査(妊婦の健康状態及び胎児の発育状態確認のための基本検査を行う)
- ・保健指導(食事指導や生活指導を行うほか、養育支援を必要とする妊婦に適切な保健・福祉サービスが提供されるよう調整・支援を行う)

16



妊婦健診の公費負担調査

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査

厚労省では、交付金事業創設後の妊婦健診の公費負担回数や公費負担額を把握するため、都道府県を通じて全国1800市区町村の取り組み状況の調査を行った。

19

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査

妊婦健康診査の公費負担の状況について
(平成21年4月1日現在)

1. 公費負担回数の全国平均

全国平均 13.96回 (平成20年4月 5.5回)

【参考】公費負担回数が少ない市区町村数 (25カ所)

| | |
|-----|------|
| 3回 | : 1 |
| 5回 | : 5 |
| 6回 | : 2 |
| 10回 | : 16 |
| 13回 | : 1 |

20

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査

【参考】公費負担回数が少ない市区町村数（25カ所）

- 3回：【大阪】柏原市
- 5回：【北海道】栗山町 【大阪】守口市、島本町 【福岡】柳川市、小郡市
- 6回：【宮城】気仙沼市、本吉町
- 10回：【宮城】大崎市 【大阪】岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、泉大津市、高石市、泉南市、交野市、阪南市、忠岡町 【福岡】筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町
- 13回：【大阪】枚方市

21

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査

2. 妊婦の居住地以外の病院、診療所、助産所で妊婦健診を受診した場合の公費負担について

| | 《市区町村数》 |
|-----------------------------|-------------|
| ①受診した施設と契約 | 339(18.8%) |
| ②償還払いで対応 | 367(20.4%) |
| ③受診した施設と契約及び 償還払いを併用して対応 | 1091(60.6%) |
| ④公費負担なし | 1(0.1%) |
| ⑤その他 | 10(0.6%) |

※③は、同一都道府県内の市区町村であれば受診施設との契約で対応し、他の都道府県の市区町村の場合は償還払いで対応するなどのケースを言う。

※⑤については、8市区町村が①と重複あり

22

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査

3. 助産所における公費負担の有無について

| | 《市区町村数》 |
|---------|--------------|
| ①公費負担あり | 1800(100.0%) |
| ②公費負担なし | 0(0.0%) |

4. 妊婦に対する受診券の交付方法について

| | 《市区町村数》 |
|--------------------------|-------------|
| ①受診券方式(検査項目などを記載) | 1419(78.8%) |
| ②補助券方式等(検査項目は示さずに助成額を記載) | 381(21.2%) |

23

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査

5. 妊婦1人あたりの公費負担の内容において、受診券方式で公費負担している1419市区町村のうち、国で例示する標準的な検査項目について

| | 《市区町村数》 |
|--|------------|
| ①全ての項目を実施 | 596(42.0%) |
| ②血液検査の一部を実施していない | 694(48.9%) |
| ③超音波検査(4回)を実施していない | 496(35.0%) |
| ④子宮頸ガン検診を実施していない | 443(31.2%) |
| ⑤B群溶血性レンサ球菌検査を実施していない | 441(31.1%) |
| ⑥国が例示する検査項目以外の検査項目 (例えばノンストレステスト等)を実施 | 526(37.1%) |

24

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査

6. 妊婦1人あたりの公費負担の状況について

全国平均 85,759円(75.9%※) (公費負担が明示されていない市区町村を除く)

| | 《市区町村数》 |
|---------------------|-------------|
| ① 120,000円～ | 15 (0.8%) |
| ② 110,000円～119,999円 | 41 (2.3%) |
| ③ 100,000円～109,999円 | 100 (5.6%) |
| ④ 90,000円～ 99,999円 | 643 (35.7%) |
| ⑤ 80,000円～ 89,999円 | 476 (26.4%) |
| ⑥ 70,000円～ 79,999円 | 393 (21.8%) |
| ⑦ 60,000円～ 69,999円 | 43 (2.4%) |
| ⑧ 50,000円～ 59,999円 | 29 (1.6%) |
| ⑨ 40,000円～ 49,999円 | 23 (1.3%) |
| ⑩ 30,000円～ 39,999円 | 19 (1.1%) |
| ⑪ 20,000円～ 29,999円 | 11 (0.6%) |
| ⑫ 10,000円～ 19,999円 | 2 (0.1%) |
| ⑬ 公費負担額が明示されていない | 5 (0.3%) |

※厚労省が示した14回分の公費負担額(約113,000円)に対する割合

25

別紙

妊婦健康診査の公費負担の状況について (平成21年4月1日現在)

| 回数 | 市区町村数 | 割合 |
|-----|-------|--------|
| 無制限 | 10 | 0.6% |
| 20回 | 1 | 0.1% |
| 19回 | 1 | 0.1% |
| 18回 | 0 | 0.0% |
| 17回 | 0 | 0.0% |
| 16回 | 4 | 0.2% |
| 15回 | 52 | 2.9% |
| 14回 | 1,707 | 94.8% |
| 13回 | 1 | 0.1% |
| 12回 | 0 | 0.0% |
| 11回 | 0 | 0.0% |
| 10回 | 16 | 0.9% |
| 9回 | 0 | 0.0% |
| 8回 | 0 | 0.0% |
| 7回 | 0 | 0.0% |
| 6回 | 2 | 0.1% |
| 5回 | 5 | 0.3% |
| 4回 | 0 | 0.0% |
| 3回 | 1 | 0.1% |
| 合計 | 1,800 | 100.0% |

全国平均(回) 13.96
(無制限を除く)

| 都道府県名 | 14回以上 (無料を含む) (市区町村数) | 14回未満 (市区町村数) | 公費負担額 (平均) |
|-------|-----------------------------|------------------|---------------|
| 北海道 | 179 | 1 | 87,712 |
| 青森県 | 40 | 0 | 100,286 |
| 岩手県 | 35 | 0 | 73,996 |
| 宮城県 | 33 | 3 | 99,986 |
| 秋田県 | 25 | 0 | 88,000 |
| 山形県 | 35 | 0 | 75,000 |
| 福島県 | 59 | 0 | 78,793 |
| 茨城県 | 44 | 0 | 95,397 |
| 栃木県 | 30 | 0 | 73,000 |
| 群馬県 | 38 | 0 | 85,640 |
| 埼玉県 | 70 | 0 | 77,725 |
| 千葉県 | 56 | 0 | 89,545 |
| 東京都 | 62 | 0 | 79,740 |
| 神奈川県 | 33 | 0 | 61,295 |
| 新潟県 | 31 | 0 | 98,050 (注) |
| 富山県 | 15 | 0 | 85,360 |
| 石川県 | 19 | 0 | 90,270 |
| 福井県 | 17 | 0 | 93,200 |
| 山梨県 | 28 | 0 | 84,214 |
| 長野県 | 80 | 0 | 88,095 (注) |
| 岐阜県 | 42 | 0 | 78,707 |
| 静岡県 | 37 | 0 | 89,892 |
| 愛知県 | 61 | 0 | 91,216 |
| 三重県 | 29 | 0 | 81,916 |

| 都道府県名 | 14回以上 (無料を含む) (市区町村数) | 14回未満 (市区町村数) | 公費負担額 (平均) |
|-------|-----------------------------|------------------|---------------|
| 滋賀県 | 26 | 0 | 94,125 |
| 京都府 | 26 | 0 | 96,840 |
| 大阪府 | 29 | 14 | 39,813 |
| 兵庫県 | 41 | 0 | 76,932 |
| 奈良県 | 39 | 0 | 90,141 |
| 和歌山県 | 30 | 0 | 91,757 |
| 鳥取県 | 19 | 0 | 84,780 |
| 島根県 | 21 | 0 | 99,906 |
| 岡山県 | 27 | 0 | 93,940 |
| 広島県 | 23 | 0 | 87,593 |
| 山口県 | 20 | 0 | 111,127 |
| 徳島県 | 24 | 0 | 108,130 |
| 香川県 | 17 | 0 | 70,500 |
| 愛媛県 | 20 | 0 | 60,635 |
| 高知県 | 34 | 0 | 94,000 |
| 福岡県 | 59 | 7 | 89,833 |
| 佐賀県 | 20 | 0 | 92,500 |
| 長崎県 | 23 | 0 | 98,000 |
| 熊本県 | 47 | 0 | 93,600 |
| 大分県 | 18 | 0 | 72,440 (注) |
| 宮崎県 | 28 | 0 | 80,808 |
| 鹿児島県 | 45 | 0 | 94,300 |
| 沖縄県 | 41 | 0 | 94,710 |
| 合計 | 1,775 | 25 | 85,759 (注) |

(注) 公費負担額が明示されていない市区町村は除く

2009年(平成21年)6月4日(木曜日)

調査 厚労省

妊婦や胎児の健康状態を調べる3方8回と、2
チンクする妊婦健診に
する公費負担について、都
道府県平均で多いところは
1人あたり約11万円、少な
いところは約4万円と、大
きな差が出ていることが
分かった。厚労省の調査で
分かった。同省は結果を基
に、一層の公費負担の拡充を求
めていく方針だ。

調査は妊婦健診の実施主
体である全国の市区町村を
対象に実施した。

4月現在、都道府県別の
平均で、最高が山口県の11
万1127円、最低は大阪
府の3万9813円と、最大で
7万1314円の差があった。

調査は市区町村の妊婦健診の公費負担回数や負担額、実施する検査項目などを調べた。市区町村の妊婦1人当たりの公費負担額は、全国平均で8万5759円だった。都道府県別でみると山口の11万1127円が最も高く、徳島の10万8130円、青森の10万286円の順。最低額は大阪の3万9813円で、最高額の山口と比べ7万1314円の差があった。公費負担額の分布では「7万円以上～10万円未満」が全体の約8割を占めた。

公費負担回数の全国平均は13.96回で08年4月時点の5.5回から約2.5倍に増えた。公費負担を実施している市区町村の94.8%が14回実施していた。13回以下の市町村も25カ所あったが、うち15市区町村が09年度内に公費負担を14回に拡充する予定か検討中とした。

受診券方式で公費負担をしている1419市区町村のうち、国が例示する妊婦健診の標準的な検査項目すべてを実施しているのは42.0%だった。

厚労省は今年2月27日付の母子保健課長通知で、妊婦健診の受診回数は14回程度が望ましいとし、標準的な検査項目などを提示。08年度2次補正予算では「妊婦健診の公費負担の拡充」に790億円を計上。補正予算により、妊婦健診の公費負担回数を14回(約11万3000円)まで拡充することを見込んでいた。

公費負担の拡充では14回のうち5回分が地方財政措置、残る9回分が国庫負担と地方財政措置で2分の1ずつ補助する。地方財政措置分の使途は自治体の裁量で決まり国が指導することができないため、自治体によって公費負担額にばらつきがみられる格好だ。厚労省は「自治体の財政状況が公費負担額に影響している」(母子保健課)としている。

妊婦健診7万円格差
公費負担山口11万 大阪4万

※は負担額を明示していない市町村を除く。単位は円

| 都道府県 | 公費負担額(円) |
|------|----------|
| 北海道 | 8万7712 |
| 青森 | 10万286 |
| 岩手 | 7万3996 |
| 宮城 | 9万9886 |
| 秋田 | 8万8000 |
| 山形 | 7万5000 |
| 福島 | 7万2793 |
| 茨城 | 9万5397 |
| 栃木 | 7万3000 |
| 群馬 | 8万5640 |
| 埼玉 | 7万7225 |
| 千葉 | 8万9545 |
| 東京 | 7万9740 |
| 神奈川 | 6万1295 |
| 新潟 | 9万8050 |
| 富山 | 8万5360 |
| 石川 | 9万270 |
| 福井 | 9万3200 |
| 山梨 | 8万4214 |
| 長野 | 8万8095 |
| 岐阜 | 7万8707 |
| 静岡 | 8万9892 |
| 愛知 | 9万1216 |
| 三重 | 8万1916 |
| 滋賀 | 9万4125 |
| 京都 | 8万6840 |
| 大阪 | 3万9813 |
| 兵庫 | 7万6932 |
| 奈良 | 8万141 |
| 和歌山 | 9万1757 |
| 鳥取 | 8万4780 |
| 徳島 | 9万9906 |
| 香川 | 9万3940 |
| 広島 | 8万7593 |
| 山口 | 11万1127 |
| 徳島 | 10万8130 |
| 香川 | 7万300 |
| 愛媛 | 6万635 |
| 高知 | 9万4000 |
| 福岡 | 8万9813 |
| 佐賀 | 9万2500 |
| 長崎 | 9万8000 |
| 熊本 | 9万3600 |
| 大分 | 7万2440 |
| 宮崎 | 8万808 |
| 鹿児島 | 9万4300 |
| 沖縄 | 9万4710 |
| (全国) | 8万5759 |

■妊婦1人当たり公費負担額に7万円の差 厚労省、妊婦健診で調査

厚生労働省雇用均等・児童家庭局は3日、妊婦健診の公費負担の状況についての調査結果をまとめ、都道府県などに通知した。2009年4月1日時点の妊婦健診の公費負担回数は全国平均で13.96回で、08年4月時点の5.5回から大幅に増えた。一方、公費負担額は自治体によってばらつきがみられ、最大で7万円の格差があった。

調査は市区町村の妊婦健診の公費負担回数や負担額、実施する検査項目などを調べた。市区町村の妊婦1人当たりの公費負担額は、全国平均で8万5759円だった。都道府県別でみると山口の11万1127円が最も高く、徳島の10万8130円、青森の10万286円の順。最低額は大阪の3万9813円で、最高額の山口と比べ7万1314円の差があった。公費負担額の分布では「7万円以上～10万円未満」が全体の約8割を占めた。

公費負担回数の全国平均は13.96回で08年4月時点の5.5回から約2.5倍に増えた。公費負担を実施している市区町村の94.8%が14回実施していた。13回以下の市町村も25カ所あったが、うち15市区町村が09年度内に公費負担を14回に拡充する予定か検討中とした。

受診券方式で公費負担をしている1419市区町村のうち、国が例示する妊婦健診の標準的な検査項目すべてを実施しているのは42.0%だった。

厚労省は今年2月27日付の母子保健課長通知で、妊婦健診の受診回数は14回程度が望ましいとし、標準的な検査項目などを提示。08年度2次補正予算では「妊婦健診の公費負担の拡充」に790億円を計上。補正予算により、妊婦健診の公費負担回数を14回(約11万3000円)まで拡充することを見込んでいた。

公費負担の拡充では14回のうち5回分が地方財政措置、残る9回分が国庫負担と地方財政措置で2分の1ずつ補助する。地方財政措置分の使途は自治体の裁量で決まり国が指導することができないため、自治体によって公費負担額にばらつきがみられる格好だ。厚労省は「自治体の財政状況が公費負担額に影響している」(母子保健課)としている。